

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月12日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、大石、伊藤
TEL 052-952-8038
中部運輸局静岡運輸支局
輸送監査担当 小松田、山下、内藤
TEL 054-261-2898

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成30年7月11日に静岡運輸支局がしずてつジャストライン株式会社の焼津営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 行政処分事業者及び営業所
事業者名：しずてつジャストライン株式会社（代表取締役社長 三浦 孝文）
住 所：静岡県静岡市葵区宮前町28番地
営 業 所：焼津営業所（静岡県焼津市焼津1011番地2号、塩津294番地5号）
- 行政処分の内容
平成30年9月12日付け
事業用自動車の使用停止 10日間（1両×10日間）及び文書警告
- 監査実施の端緒
乗合バス事業者に対する集中監査月間（7月実施）の対象事業者
- 違反内容及び違反条項
①点呼を実施していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項）
②点呼の記録の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況
当該行政処分等により付された違反点数 1点
当該事業者の累積違反点数 1点

以上